

令和7年

# 第1回 定例県議会議案

( 附 予 算 説 明 書 )

企 業 局 関 係

群 馬 県



## 令和7年第1回定例県議会議案目次

第53号議案	令和7年度群馬県電気事業会計予算	5頁
第54号議案	令和7年度群馬県工業用水道事業会計予算	9
第55号議案	令和7年度群馬県水道事業会計予算	12
第56号議案	令和7年度群馬県団地造成事業会計予算	15
第57号議案	令和7年度群馬県施設管理事業会計予算	19
第58号議案	群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める 条例等の一部を改正する条例	23
第59号議案	群馬県工業用水道条例の一部を改正する条例	25
第60号議案	群馬県水道用水供給事業に係る布設工事監督者 を配置すべき水道の布設工事等を定める条例の 一部を改正する条例	26

## 予算説明書目次

令和7年度群馬県電気事業会計予算実施計画	32頁
令和7年度群馬県工業用水道事業会計予算実施計画	64
令和7年度群馬県水道事業会計予算実施計画	91
令和7年度群馬県団地造成事業会計予算実施計画	114
令和7年度群馬県施設管理事業会計予算実施計画	136

## 予算附属説明書目次

令和7年度群馬県企業局予算総括表	164頁
令和7年度群馬県企業局予算の概要	165
企業債の令和5年度末における現在高並びに令和6年度末及び 令和7年度末における現在高の見込みに関する調書	170
令和7年度の主要事業	171



## 第53号議案

### 令和7年度群馬県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度群馬県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 発電所数、年間目標供給量及び年間電力料金

区 分	発 電 所 数	年間目標供給量	年間電力料金
水 力 発 電	34 か所	651,547,000kWh	10,970,701 千円
太 陽 光 発 電	3 か所	4,053,000kWh	164,598 千円
合 計	37 か所	655,600,000kWh	11,135,299 千円

(2) 主要な建設改良事業

イ ほたかのみぐみ かわば発電所建設事業

125,950 千円 (最大出力 199kW、総事業費 753,800 千円)

ロ 枯木沢みらい発電所建設事業

10,500 千円 (最大出力 49.9kW、総事業費 170,000 千円)

ハ 四万発電所リニューアル事業

69,212 千円 (最大出力 4,990kW、総事業費 7,128,000 千円)

ニ 白沢発電所リニューアル事業

1,936,799 千円 (最大出力 26,600kW、総事業費 14,600,000 千円)

ホ 関根発電所水車発電機復旧事業

1,213,117 千円 (最大出力 7,800kW、総事業費 5,500,000 千円)

ヘ 桐生川発電所リニューアル事業

374,000 千円

ト 天狗岩発電所リニューアル事業

22,000 千円

チ 既設発電所の設備改良事業

3,824,063 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	電気事業	収益	11,955,084千円
第1項	営業	収益	11,860,099千円
第2項	財務	収益	17,675千円
第3項	営業外	収益	77,310千円
支		出	
第1款	電気事業	費用	9,215,994千円
第1項	営業	費用	8,825,461千円
第2項	財務	費用	4,048千円
第3項	営業外	費用	270,156千円
第4項	特別	損失	16,329千円
第5項	予備	費用	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,114,374千円は、企業債等償還積立金43,638千円、建設改良積立金1,576,461千円、別途積立金1,276,352千円、過年度分損益勘定留保資金7,532,267千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額685,656千円で補てんするものとする。）。

収		入	
第1款	電気事業	資本的収入	341,111千円
第1項	長期貸付金	償還金	341,111千円
支		出	
第1款	電気事業	資本的支出	11,455,485千円
第1項	建設改良	費用	7,784,845千円
第2項	企業債	償還金	43,638千円
第3項	出資金及び	貸付金	2,250,650千円

第4項 利益剰余金繰出金 1,276,352千円

第5項 予備費 100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
関根発電所修繕工事請負契約	令和8年度	41,580
発電所修繕工事請負契約	令和8年度	100,000
利根発電事務所保守業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	34,630
吾妻発電事務所保守業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	27,720
坂東発電事務所保守業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	50,585
渡良瀬発電事務所保守業務委託等契約	令和8年度から 令和9年度まで	49,596
管理総合事務所保守業務委託契約	令和8年度から 令和11年度まで	157,023
白沢発電所リニューアル事業 (取水口ゲート巻上機更新 工事外) 請負契約	令和8年度から 令和9年度まで	847,000
利南発電所設備改良事業 請負契約	令和8年度	21,780
下久保発電所設備改良事業 請負契約	令和8年度から 令和9年度まで	329,060
東発電所設備改良事業請負契約	令和8年度	389,136
小平発電所設備改良事業 請負契約	令和8年度	485,298
高津戸発電所設備改良事業 請負契約	令和8年度	148,819
矢倉発電所設備改良事業 請負契約	令和8年度から 令和9年度まで	1,240,080
職員ストレスチェック等 業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	1,324
新財務会計システム 運用保守業務委託契約	令和9年度から 令和13年度まで	23,500
新財務会計システム 構築業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	84,600
群馬県企業局再生可能エネルギー・脱炭素化研究開発等助成金	令和8年度	200,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,518,382千円

(2) 交際費 258千円

**令和7年2月17日提出**

**群馬県知事 山本 一 太**

## 第54号議案

### 令和7年度群馬県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度群馬県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数、年間協定給水量及び年間給水料金

区 分	給水事業所数	年間協定給水量	年間給水料金
渋川工業用水道	8事業所	41,471,300 m <sup>3</sup>	686,744 千円
東毛工業用水道	101事業所	30,188,420 m <sup>3</sup>	1,151,659 千円
合 計	109事業所	71,659,720 m <sup>3</sup>	1,838,403 千円

(2) 主要な建設改良事業

イ 既設工業用水道施設の設備改良事業

868,265 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 2,138,694千円

第1項 営 業 収 益 1,838,403千円

第2項 営 業 外 収 益 300,291千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用 2,100,149千円

第1項 営 業 費 用 1,935,081千円

第2項 営 業 外 費 用 145,068千円

第3項 予 備 費 20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額674,049千円は、企業債等償還積立金410,119千円、当年度分損益勘定留保資金201,752千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,178千円で補てんするものとする。）。

収	入
第1款 工業用水道事業資本的収入	923,451千円
第1項 補助金	14,300千円
第2項 他会計からの長期借入金	722,250千円
第3項 工事費負担金	186,901千円
支	出
第1款 工業用水道事業資本的支出	1,597,500千円
第1項 建設改良費	870,865千円
第2項 企業債償還金	413,319千円
第3項 出資金及び貸付金	100,000千円
第4項 他会計からの長期借入金償還金	163,316千円
第5項 予備費	50,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
渋川工業用水道原水調整池 排砂ポンプ取替外工事請負契約	令和8年度	8,800
渋川工業用水道中央監視制御 データロガー装置取替外工事請負契約	令和8年度	41,118
渋川工業用水道増圧ポンプ場 ポンプ井流入弁取替外工事請負契約	令和8年度	17,622
東毛工業用水道境北部増圧ポンプ 分解点検工事請負契約	令和8年度	6,501
東毛工業用水道新取水施設工事 損失調査等業務委託契約	令和8年度	12,859
東毛工業用水道北西ルート 配水管路強靱化詳細設計業務委託契約	令和8年度	217,140
東毛工業用水道配水管路整備 (大泉町産業団地) 工事請負契約	令和8年度	396,000

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
職員ストレスチェック等 業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	236
新財務会計システム 運用保守業務委託契約	令和9年度から 令和13年度まで	6,500
新財務会計システム 構築業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	23,400

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 232,662千円

(2) 交際費 102千円

**令和7年2月17日提出**

**群馬県知事 山本 一 太**

## 第55号議案

### 令和7年度群馬県水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度群馬県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水区域、年間協定給水量及び年間給水料金

区 分	給 水 区 域	年間協定給水量	年間給水料金
群 馬 県 水 道	5市2町1村	68,359,755m <sup>3</sup>	4,516,412千円

(2) 主要な建設改良事業

イ 県央第一水道建設事業（1系浄水処理施設）

931,377千円（総事業費4,259,000千円）

ロ 既設水道施設の設備改良事業

601,398千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	水 道 事 業	収 益	4,812,979千円
第1項	営 業	収 益	4,628,112千円
第2項	営 業 外	収 益	184,867千円
支		出	
第1款	水 道 事 業	費 用	4,598,260千円
第1項	営 業	費 用	4,269,132千円
第2項	営 業 外	費 用	229,128千円
第3項	予 備	費 用	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,387,373千円は、企業債等償還積立金223,400千円、建設改良積立金376,571千円、過年度分損益勘定留保資金1,648,539千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額138,863千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 水道事業資本的収入	75,436千円
第1項 出 資 金	33,402千円
第2項 工事費負担金	42,034千円
支 出	
第1款 水道事業資本的支出	2,462,809千円
第1項 建設改良費	1,605,211千円
第2項 企業債償還金	757,598千円
第3項 予 備 費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
県央第一水道事務所監視制御装置点検委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	20,456
県央第一水道事務所機械設備機器点検清掃委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	10,936
県央第一水道事務所純水・超純水製造装置保守点検委託契約	令和8年度	755
県央第一水道事務所電気設備機器点検清掃委託契約	令和8年度	5,640
県央第一水道事務所浄水場電気設備年次点検外委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	13,543
県央第一水道事務所汚泥引抜ポンプ点検修繕外工事請負契約	令和8年度	4,554
県央第一水道事務所金古受水点送水管路布設替外工事請負契約	令和8年度	25,927
県央第一水道事務所浄水場予備発電機電気設備取替外工事請負契約	令和8年度	59,400
県央第二水道事務所投込式水位計点検委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	5,709

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
県 央 第 二 水 道 事 務 所 1号表洗ポンプ分解点検工事請負契約	令 和 8 年 度	38,874
県央第二水道事務所高区中継ポンプ 可変速制御装置修繕工事請負契約	令 和 8 年 度	24,090
県央第二水道事務所管理棟予備発電機 直流電源装置更新外工事請負契約	令 和 8 年 度	27,673
県央第二水道事務所検水ポンプ 更新外工事請負契約	令 和 8 年 度	4,059
職員ストレスチェック等 業 務 委 託 契 約	令和8年度から 令和9年度まで	448
新財務会計システム 運用保守業務委託契約	令和9年度から 令和13年度まで	10,000
新財務会計システム 構築業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	36,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費                    519,206千円

(2) 交 際 費                        173千円

**令和7年2月17日提出**

**群馬県知事 山 本 一 太**

## 第56号議案

### 令和7年度群馬県団地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度群馬県団地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 分譲

区 分	分 譲 面 積	分 譲 収 益
イ 産 業 団 地 分 譲	180,756 m <sup>2</sup>	4,556,813 千円
長 野 原 向 原 団 地	10,354 m <sup>2</sup>	
高崎玉村スマートIC北地区工業団地	15,493 m <sup>2</sup>	
高 崎 複 合 産 業 団 地	4,909 m <sup>2</sup>	
伊勢崎南部国領産業団地	150,000 m <sup>2</sup>	
ロ 住 宅 団 地 等 分 譲	50,661 m <sup>2</sup>	1,240,120 千円
三 原 田 住 宅 団 地	(1 区画) 289 m <sup>2</sup>	
城 の 岡 住 宅 団 地	(2 区画) 577 m <sup>2</sup>	
ふれあいタウンちよだ (住宅用地)	(10 区画) 2,674 m <sup>2</sup>	
(商業用地)	(1 区画) 1,323 m <sup>2</sup>	
板倉ニュータウン (住宅用地)	(20 区画) 5,178 m <sup>2</sup>	
(商業用地)	(1 区画) 773 m <sup>2</sup>	
(業務用地)	(1 区画) 39,847 m <sup>2</sup>	

(2) 主要な建設改良事業

区 分	土地造成費	造成面積
イ 産業団地造成	5,262,520 千円	144.5ha
館林北部第四工業団地	1,372,720 千円	19.3ha
伊勢崎南部国領産業団地	518,300 千円	18.6ha
沼田横塚産業団地	847,500 千円	18.9ha
館林大島工業団地	44,000 千円	56.2ha
O 地区（東毛）	547,000 千円	7.9ha
P 地区（東毛）	565,000 千円	7.6ha
Q 地区（西毛）	1,368,000 千円	16.0ha
ロ 住宅団地等造成	541,663 千円	1.5ha
板倉ニュータウン（住宅用地）	541,663 千円	1.5ha

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 団地造成事業収益	5,852,939千円
第1項 営業収益	5,849,741千円
第2項 営業外収益	3,198千円
支 出	
第1款 団地造成事業費用	5,850,815千円
第1項 営業費用	5,753,648千円
第2項 営業外費用	12,167千円
第3項 特別損失	50,000千円
第4項 予備費	35,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,677,661千円は、建設改良積立金189,801千円及び過年度分損益勘定留保資金6,487,860千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 団地造成事業資本的収入	86千円
第1項 雑 収 入	86千円
支 出	
第1款 団地造成事業資本的支出	6,677,747千円
第1項 土 地 造 成 費	6,155,277千円
第2項 開 発 調 査 費	299,000千円
第3項 業 務 設 備 整 備 費	4,470千円
第4項 出 資 金 及 び 貸 付 金	119,000千円
第5項 予 備 費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
沼田横塚産業団地造成工事請負契約	令和8年度	361,500
館林大島工業団地第一期造成工事請負契約	令和8年度から 令和9年度まで	2,838,000
館林大島工業団地環境影響評価事後調査業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	10,000
職員ストレスチェック等業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	266
新財務会計システム運用保守業務委託契約	令和9年度から 令和13年度まで	6,500
新財務会計システム構築業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	23,400

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金

額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 266,349千円

(2) 交際費 130千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種	類	名	称	数	量
1 取得する資産	土地	○	地区 ( 東 毛 )		73,000 m <sup>2</sup>
	土地	P	地区 ( 東 毛 )		66,000 m <sup>2</sup>
	土地	Q	地区 ( 西 毛 )		140,000 m <sup>2</sup>

種	類	名	称	数	量	処分の態様
2 処分する資産	土地	伊勢崎南部国領産業団地		150,000 m <sup>2</sup>		売払い
	土地	板倉ニュータウン (業務用地)		39,847 m <sup>2</sup>		同

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山本 一太

## 第57号議案

### 令和7年度群馬県施設管理事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度群馬県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 賃貸等

区 分	賃 貸 収 益 等	事 業 規 模 等
イ 格納庫賃貸収益	51,069 千円	賃貸棟数 3 棟
ロ ビル賃貸収益	163,128 千円	賃貸面積 4,073 m <sup>2</sup>
ハ ゴルフ場使用収益	478,500 千円	施設数 4 施設 年間利用者数 180,000 人

(2) 主要な建設改良事業

イ 前橋ゴルフ場クラブハウス長寿命化改修工事

260,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 格納庫事業収益	51,100千円
第1項 営業収益	51,099千円
第2項 営業外収益	1千円
第2款 賃貸ビル事業収益	190,641千円
第1項 営業収益	188,465千円
第2項 営業外収益	2,176千円
第3款 ゴルフ場事業収益	479,116千円
第1項 営業収益	478,500千円

第2項 営業外収益	616千円
支 出	
第1款 格納庫事業費用	12,366千円
第1項 営業費用	12,366千円
第2款 賃貸ビル事業費用	227,836千円
第1項 営業費用	226,793千円
第2項 営業外費用	43千円
第3項 予備費	1,000千円
第3款 ゴルフ場事業費用	474,896千円
第1項 営業費用	455,057千円
第2項 営業外費用	9,839千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額295,999千円は、企業債等償還積立金106,824千円、過年度分損益勘定留保資金130,839千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58,336千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 賃貸ビル事業資本的収入	90,490千円
第1項 他会計からの長期借入金	90,490千円
第2款 ゴルフ場事業資本的収入	556,008千円
第1項 他会計からの長期借入金	556,008千円
支 出	
第1款 格納庫事業資本的支出	11,800千円
第1項 建設改良費	8,800千円
第2項 予備費	3,000千円
第2款 賃貸ビル事業資本的支出	108,090千円
第1項 建設改良費	90,490千円
第2項 他会計からの長期借入金償還金	12,600千円

第3項 予 備 費	5,000千円
第3款 ゴルフ場事業資本的支出	822,607千円
第1項 建設改良費	556,008千円
第2項 業務設備整備費	1,400千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	165,199千円
第4項 予 備 費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
クラブハウス長寿命化改修外 工事請負契約	令和8年度	420,000
クラブハウス建築工事 監理業務委託契約	令和8年度	2,618
仮設クラブハウスリース契約	令和8年度	37,400
新玉村ゴルフ場キュービクル 更新外工事請負契約	令和8年度	33,132
職員ストレスチェック等 業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	68
新財務会計システム 運用保守業務委託契約	令和9年度から 令和13年度まで	3,500
新財務会計システム 構築業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	12,600

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |          |
|-----------|----------|
| (1) 職員給与費 | 69,789千円 |
| (2) 交際費   | 85千円     |

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 第五十八号議案

### 群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例

(群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第一条 群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十三年群馬県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の三第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十八条の二中「、第四条の三、第五条の二、第十一条、第十四条、第十四条の二」を削る。

(群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「、第四条の三、第五条の二、第十一条、第十四条、第十四条の二」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定(群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第十八条の二の改正規定を除く。)は、令和八年四月一日から施行する。

令和七年二月十七日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 群馬県職員の例に準じ、定年前再任用短時間勤務職員等の適用除外とする諸手当の改正等を行おうとするものである。

## 第五十九号議案

### 群馬県工業用水道条例の一部を改正する条例

群馬県工業用水道条例（昭和四十年群馬県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表渋川工業用水道の項中

「二円」

を

「四円」

に、

「二十八円」を「三十二円」に改め、同表東毛工業用水道の項中

「二円」

を

「四円」

に、「七十円」を「七十四円」に改める。

#### 附則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二十七条第一項の表の規定は、令和七年四月分として算定する工業用水道料金から適用し、同年三月分として算定する工業用水道料金については、なお従前の例による。

令和七年二月十七日提出

群馬県知事 山本 一太

〔注〕 工業用水道料金の改定を行おうとするものである。

## 第六十号議案

### 群馬県水道用水供給事業に係る布設工事監督者を配置すべき水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

群馬県水道用水供給事業に係る布設工事監督者を配置すべき水道の布設工事等を定める条例（平成二十四年群馬県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科学目」を削り、「二年以上水道」を「三年以上水道」、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）に改め、「者」の下に「（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第二号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科学目以外の学科学目」を削り、「三年以上水道」を「四年以上水道等」に改め、「者」の下に「（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第三号中「高等専門学校」の下に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の下に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第八号中「水道に関する」を「水道等に関する」に改め、「もの」の下に「（六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第十号とし、同条第七号中「第一号若しくは第二号」を「第一号から第六号まで」に改め、「及び学科学目又は第三号若しくは第四号に規定する課程」及び「又は学科学目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条を同条第九号とし、同条第六号中「一年以上、」を「二年以上、」に、「二年以上水道」を「三年以上水道等」に改め、「もの」の下に「（第一号の卒業生にあつては一年以上、第二号の卒業生にあつては一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条を同条第八号とし、同条第五号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（五年以上水道の工事に関する

技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号中「中等教育学校」の下に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第三条第三号の次に次の一号を加える。

四 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第三条に次の一号を加える。

十一 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第四条第一号を次のように改める。

一 前条第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第一号に規定する学校の卒業者にあつては三年以上、同条第三号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあつては、修了者）にあつては五年以上、同条第五号に規定する学校の卒業者にあつては七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第四条第二号中「又は第四号」を「又は第五号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同

条第四号」を「同条第五号」に改め、同条第四号中「又は第四号」を「又は第五号」に、「学科目並びに」を「課程並びに」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同条第五号中「第二号」を「第一号若しくは第二号」に、「学科目又は」を「課程又は」に、「学科目に相当する学科目」を「課程に相当する課程」に改め、同条に次の二号を加える。

七 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

八 建設業法施行令第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

### 令和七年二月十七日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 水道法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

